

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	33	担当課	健康増進課
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	根拠条項	第62条第1項	不利益処分の種類	保健手当証書の提出命令	
<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号) (現況の届出等)</p> <p>第六十条 保健手当受給権者であつて、法第二十八条第三項ただし書に規定するものは、毎年五月一日から同月三十一日までの間に、保健手当現況届(様式第二十五号)に、第五十六条第二項に規定する書類を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第二十八条第三項ただし書の認定の申請をした日以後一年以内に到来する五月三十一日が属する年については、この限りでない。</p> <p>2 法第二十八条第三項第一号に該当する旨の認定を受けた者であつて、当該認定に係る身体上の障害が固定していると都道府県知事が認めるものは、前項の規定にかかわらず、保健手当現況届を提出することを要しない。</p> <p>第六十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定により提出された保健手当現況届を受理した場合において、その者が法第二十八条第三項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届書に添えて提出された保健手当証書に所要事項を記載し、又は新たに保健手当証書を作成し、これを保健手当受給権者に返付し、又は交付しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前条第一項の規定により提出された保健手当現況届を受理した場合において、その者が法第二十八条第三項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、保健手当受給権者に、文書でその旨を通知するとともに、当該届書に添えて提出された保健手当証書に所要事項を記載し、又は新たに保健手当証書を作成し、これを返付し、又は交付しなければならない。</p> <p><u>第六十二条 都道府県知事は、前条第二項に規定する場合のほか、保健手当受給権者が法第二十八条第三項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、当該保健手当受給権者に、文書でその旨を通知するとともに、保健手当証書の提出を命じなければならない。</u></p> <p>2 都道府県知事は、前項の命令によって保健手当証書が提出されたときは、当該保健手当証書に所要事項を記載し、又は新たに保健手当証書を作成し、これを保健手当受給権者に返付し、又は交付しなければならない。</p>						